（金融商品取引法の一部改正）

第二条　金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）の一部を次のように改正する。

目次中「暗号資産関連業務」を「暗号等資産関連業務」に、「暗号資産の」を「暗号等資産の」に改める。

第二条第二項中「並びに同項第十六号」を「（同項第十四号に掲げる有価証券及び同項第十七号に掲げる有価証券（同項第十四号に掲げる有価証券の性質を有するものに限る。）に表示されるべき権利にあつては、資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第二条第五項第三号又は第四号に掲げるものに該当するもので有価証券とみなさなくても公益又は投資者の保護のため支障を生ずることがないと認められるものとして政令で定めるものを除く。）並びに前項第十六号」に改め、同項第一号中「を除く」を「並びに資金決済に関する法律第二条第五項第三号又は第四号に掲げるものに該当するもので有価証券とみなさなくても公益又は投資者の保護のため支障を生ずることがないと認められるものとして政令で定めるものを除く」に改め、同条第二十四項第三号の二を次のように改める。

三の二　暗号等資産（資金決済に関する法律第二条第十四項に規定する暗号資産又は同条第五項第四号に掲げるもののうち投資者の保護を確保することが必要と認められるものとして内閣府令で定めるものをいう。以下同じ。）

第二条の二、第二十九条の二第一項第九号及び第三十五条第一項第十三号中「暗号資産」を「暗号等資産」に改める。

第三章第二節第六款の款名中「暗号資産関連業務」を「暗号等資産関連業務」に改める。

第四十三条の六第一項中「暗号資産関連業務」を「暗号等資産関連業務」に、「暗号資産に」を「暗号等資産に」に、「暗号資産関連行為」を「暗号等資産関連行為」に、「暗号資産の」を「暗号等資産の」に改め、同条第二項中「暗号資産関連業務」を「暗号等資産関連業務」に、「暗号資産関連行為」を「暗号等資産関連行為」に、「暗号資産の」を「暗号等資産の」に改める。

第六章の三の章名中「暗号資産」を「暗号等資産」に改める。

第百八十五条の二十二第一項第一号中「暗号資産の売買」を「暗号等資産の売買」に、「（暗号資産」を「（暗号等資産」に、「暗号資産関連金融指標」を「暗号等資産関連金融指標」に、「暗号資産関連デリバティブ取引等」を「暗号等資産関連デリバティブ取引等」に改め、同項第二号及び第三号中「暗号資産の」を「暗号等資産の」に、「暗号資産関連デリバティブ取引等」を「暗号等資産関連デリバティブ取引等」に改め、同条第二項中「暗号資産関連デリバティブ取引等」を「暗号等資産関連デリバティブ取引等」に改める。

第百八十五条の二十三第一項中「暗号資産の」を「暗号等資産の」に、「暗号資産関連デリバティブ取引等」を「暗号等資産関連デリバティブ取引等」に、「暗号資産等（暗号資産」を「暗号等資産等（暗号等資産」に、「暗号資産又は暗号資産関連金融指標」を「暗号等資産又は暗号等資産関連金融指標」に、「暗号資産関連オプション」を「暗号等資産関連オプション」に、「暗号資産関連金融指標を」を「暗号等資産関連金融指標を」に改め、同条第二項中「暗号資産関連デリバティブ取引等」を「暗号等資産関連デリバティブ取引等」に、「暗号資産等」を「暗号等資産等」に改める。

第百八十五条の二十四第一項中「、暗号資産の」を「、暗号等資産の」に、「暗号資産又は暗号資産関連金融指標」を「暗号等資産又は暗号等資産関連金融指標」に、「暗号資産関連市場デリバティブ取引」を「暗号等資産関連市場デリバティブ取引」に、「暗号資産関連店頭デリバティブ取引」を「暗号等資産関連店頭デリバティブ取引」に改め、同項第一号中「暗号資産の」を「暗号等資産の」に、「暗号資産関連市場デリバティブ取引」を「暗号等資産関連市場デリバティブ取引」に、「暗号資産関連店頭デリバティブ取引」を「暗号等資産関連店頭デリバティブ取引」に改め、同項第二号中「暗号資産関連市場デリバティブ取引」を「暗号等資産関連市場デリバティブ取引」に、「暗号資産関連店頭デリバティブ取引」を「暗号等資産関連店頭デリバティブ取引」に改め、同項第三号中「暗号資産関連オプション」を「暗号等資産関連オプション」に、「暗号資産関連市場デリバティブ取引」を「暗号等資産関連市場デリバティブ取引」に、「暗号資産関連店頭デリバティブ取引」を「暗号等資産関連店頭デリバティブ取引」に改め、同項第四号及び第五号中「暗号資産」を「暗号等資産」に改め、同項第六号から第八号までの規定中「暗号資産関連市場デリバティブ取引」を「暗号等資産関連市場デリバティブ取引」に、「暗号資産関連店頭デリバティブ取引」に改め、同条第二項中「暗号資産の」を「暗号等資産の」に、「暗号資産関連店頭デリバティブ取引」を「暗号等資産関連店頭デリバティブ取引」に、「暗号資産関連市場デリバティブ取引」を「暗号等資産関連市場デリバティブ取引」に、「行為」を「行為（第一号及び第二号に掲げる行為にあつては、投資者の保護に欠け、又は取引の公正を害するおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除く。）」に、「暗号資産売買等」を「暗号等資産売買等」に改め、同項第一号中「暗号資産売買等」を「暗号等資産売買等」に、「暗号資産等」を「暗号等資産等」に改め、同項第二号中「暗号資産等」を「暗号等資産等」に改め、同項第三号中「暗号資産売買等」を「暗号等資産売買等」に改め、同条第三項中「暗号資産関連市場デリバティブ取引」を「暗号等資産関連市場デリバティブ取引」に、「暗号資産関連店頭デリバティブ取引」を「暗号等資産関連店頭デリバティブ取引」に改める。

第百九十七条第二項第二号中「暗号資産等」を「暗号等資産等」に、「暗号資産の」を「暗号等資産の」に、「暗号資産関連デリバティブ取引等」を「暗号等資産関連デリバティブ取引等」に改める。

附則第三条の二中「及び第五十二条の二の五」を「、第五十二条の二の五及び第五十二条の六十の十七」に、「並びに株式会社商工組合中央金庫法」を「、株式会社商工組合中央金庫法」に改め、「第二十九条」の下に「並びに資金決済に関する法律第六十二条の十七第一項」を加える。

（協同組合による金融事業に関する法律の一部改正）

第三条　協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第百八十三号）の一部を次のように改正する。

第六条第二項中「第六条の五の十一」を「第六条の五の十一第一項」に改める。

第六条の五第一項中「第五十二条の六十一第一項」を「第五十二条の六十の二第一項」に改め、同条第二項中「第六条の五の十一」を「第六条の五の十一第一項」に、「第五十二条の六十一第二項」を「第五十二条の六十の二第二項」に改め、同条を第六条の四の二とし、同条の次に次の六条を加える。

（信用協同組合電子決済等取扱業の登録）

第六条の四の三　内閣総理大臣の登録を受けた者は、第六条の三第一項の規定にかかわらず、信用協同組合電子決済等取扱業を行うことができる。

2　前項の「信用協同組合電子決済等取扱業」とは、次に掲げる行為を行う事業をいう。

一　信用協同組合の委託を受けて、当該信用協同組合に代わつて当該信用協同組合に預金の口座を開設している預金者との間で次に掲げる事項のいずれかを電子情報処理組織を使用する方法により行うことについて合意をし、かつ、当該合意に基づき預金契約に基づく債権（以下この号において「預金債権」という。）の額を増加させ、又は減少させること。

イ　当該口座に係る資金を移動させ、当該資金の額に相当する預金債権の額を減少させること。

ロ　為替取引により受け取つた資金の額に相当する預金債権の額を増加させること。

二　その行う前号に掲げる行為に関して、同号の信用協同組合（以下「委託信用協同組合」という。）のために預金の受入れを内容とする契約の締結の媒介を行うこと。

（信用協同組合電子決済等取扱業に関する特例）

第六条の四の四　信用協同組合電子決済等取扱業者（前条第一項の登録を受けて信用協同組合電子決済等取扱業（同条第二項に規定する信用協同組合電子決済等取扱業をいう。以下同じ。）を行う者をいう。以下同じ。）は、第六条の五の十第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の五第一項第一号ハ（⑷及び⑼に係る部分に限る。）、ニ（⑴、⑸及び⑽に係る部分に限る。）及びホ並びに第二号ロ⑷から⑹まで（登録の拒否）に該当しない場合には、第六条の五の二第一項の規定にかかわらず、委託信用協同組合に預金の口座を開設している当該信用協同組合電子決済等取扱業者の信用協同組合電子決済等取扱業に係る顧客からの委託を受けて行うものに限り、当該委託信用協同組合に係る信用協同組合電子決済等代行業（同条第二項に規定する信用協同組合電子決済等代行業をいう。以下この条において同じ。）を営むことができる。